

発議第 6 号

廿日市市議会議員定数条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 日

廿日市市議会議長 藤 田 俊 雄 様

提出者	廿日市市議会議員	枇杷木	正 伸
賛成者	〃	大 崎	勇 一
〃	〃	広 畑	裕一郎
〃	〃	林	忠 正
〃	〃	山 田	武 豊
〃	〃	井 上	佐智子
〃	〃	栗 栖	俊 泰
〃	〃	岡 本	敏 博
〃	〃	仁井田	和 之

廿日市市議会議員定数条例の一部を改正する条例

廿日市市議会議員定数条例（平成１４年条例第２１号）の一部を次のように改正する。

本則中「３０人」を「２８人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

(提案理由)

市議会議員の定数を改正するため、この条例案を提出する。

(発議第 6 号議案説明書)

廿日市市議会議員定数条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

厳しい社会情勢下において、地方自治体における二元代表制の一翼を担う議会が、効率的かつ効果的にその責務を果たすために必要となる議員定数を調査研究し、改正する必要性が生じたため、この条例案を提出するものである。

2 改正の内容

本則中「30人」を「28人」に改める。

3 施行期日等

次の一般選挙から施行する。

4 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項